

(HP公開用資料)

令和3年度 福島地方最低賃金審議会
第2回福島県最低賃金専門部会

令和3年7月27日(火)

午後1時30分～

福島労働局4階会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 参考人意見聴取について

(2) 金額審議について

3 閉 会

令和3年度福島地方最低賃金審議会
第2回福島県最低賃金専門部会
会議資料目次

(資料No.)	(頁)
1 福島県最低賃金改正決定に係る参考人意見陳述者名簿	1
(1) 福島県最低賃金に関する意見書 (労働者側参考人 [redacted])	2
(2) 福島県最低賃金に関する意見書 (労働者側参考人 [redacted])	10
(3) 福島県最低賃金に関する意見書 (使用者側参考人 [redacted])	12
2 最低賃金に関する寄せ書き (福祉保育労福島支部)	14

福島県最低賃金改正決定に係る参考人意見陳述者名簿

	参 考 人	
	労使側	職 氏 名
1	労 ※1	全日産販売労働組合 福島日産自動車労働組合 執行委員長 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>
2	労 ※2	生協労連福島地区連合会 書記長 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>
3	使 ※3	福島市旅館ホテル協同組合 <div style="background-color: black; width: 350px; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>

- 推薦団体 ※1 自動車総連
 ※2 福島県労働組合総連合
 ※3 福島県経営者協会連合会
 福島県中小企業団体中央会
 福島県商工会議所連合会
 福島県商工会連合会

(別紙 2)

福島県最低賃金に関する意見書（労働者側参考人）

陳述日：7月27日

ふり 氏	がな 名	所属団体及び役職名
[REDACTED]	[REDACTED]	全日産販売労働組合 福島日産自動車労組
項 目	意 見 の 概 要	
1. 適切と思われる賃金について 2. 上記1の理由	1. 福島県の最低賃金について (1) 金額について 政府が掲げる「より早期に全国加重平均が1,000円」を目指すとの方針、及び全国平均との格差とりわけ近隣各県との格差解消に繋がる改正、引き上げをお願いします。 (2) 発行日について 一般労働者の賃金引き上げが4月から実施されることを踏まえ早期に発効して頂きたい。 1. 賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の根幹をなすものであり最低限の生活を維持するためには、働く者とその家族への不当な取り扱いは許されません。 福島県の震災・原子力発電所の事故・自然災害からの復興・創生、地域経済と産業の活性化をはかるには、県民の購買力向上がかかせません。そのためには県内所得の向上が必要であり、最低賃金の引き上げが必要不可欠です。 2. 令和2年の住民基本台帳（総務省調査）に基づく県内人口は、昨年比で19,072人減少し、減少数は全国で4番目、東北地方では1番目となり福島県から他県への人口流出に歯止めがかかっておりません。理由の一つとして、賃金水準差による首都圏への人口移動が考えられます。 (参考資料8) 3. 連合福島に加盟する組合の2021年度の賃金引上げ結果（6月24日現在）は、加重平均で3,147円（引上げ率1.31%）の一方で、100人未満	

<p>3. 低賃金労働者の実態について(地域、業種等具体的に挙げて下さい。)</p>	<p>規模の組合は、2,438円(引上げ率1.18%)と格差が拡大しております。</p> <p>(参考資料6)</p> <p>4. 福島県最低賃金引き上げと早期発効について、労働者はもとより多くの県民からの署名を尊重して頂きたい。また、市町村における「意見書」の採択に関しても、一定の理解を得ていることについて、当審議会においても尊重して頂きたい。</p> <p>1. 全国と福島県の比較について</p> <p>(1) 福島県民1人あたりの所得(参考資料1)</p> <p>(2) 県内総生産額(参考資料2)</p> <p>(3) 製造品出荷額(参考資料3)</p> <p>(4) 参考</p> <p>・男女別高卒初任給</p> <p>2. 所定内賃金の比較では、連合福島調査の平均賃上げ方式279,833円、定昇・賃金カーブ維持方式270,233円となっています。</p> <p>福島県の調査では5人以上の事業所を対象とした一般労働者の所定内賃金は、248,353円で、時間当たりの換算額は1,748円となっており、県最低賃金との800円との格差は、948円と大きな開きがあります。また、有期、短時間労働者の賃金をみますと、連合2021春季生活闘争結果(7月5日公表)から、加重平均時給は1,023円、連合福島に加盟する組合の2021年度の賃金引上げ結果は1,019円となっております。この点からも、福島県の最低賃金の底上げが必要です。</p> <p>(参考資料4)</p> <p>3. 福島県最低賃金と全国最低賃金平均額の推移をみると102円の格差があり、年々格差が拡大していることから、計画的な引き上げが必要です。</p> <p>(参考資料7)</p> <p>4. 我々自動車産業の状況として、2020年の国内新車販売台数は2019年10月の消費税増税の影響やコロナウイルス感染症拡大による経済停滞の影響を受け4年ぶりに500万台を下回る結果となった。また世界的な半導体不足などの懸念が見受けられ、国内</p>
--	--

<p>4. その他参考意見</p>	<p>市場への影響は見通せない状況が続いており未だ厳しい状況に変わりない。そんな中、自動車総連としての春闘の状況はベア平均745円+賃金カーブ維持分(4,444円/平均)を獲得し厳しい状況の中でも賃金アップを実施している。</p> <p>コロナ禍において、雇用や所得、私たちの生活も不安定さが増しています。中でも最も影響の受けやすい中小企業や非正規雇用、低所得者などの経営基盤やセーフティネットが脆弱な層ほど影響が大きくなっており、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化するという最低賃金制度の役割は、一層重要性を増しており、最低賃金近傍で働く労働者にとって、この最低賃金の改正が実質的なベースアップに繋がっていること、また地域間格差を解消するうえでも最低賃金の引き上げは必要であると考えます。</p>
-------------------	--

参 考 資 料

1 県民所得（2018年度（H30）暫定版）

県民所得	全国順位	備 考
54,845億円	21位	石川、奈良、沖縄を除く

資料出所：内閣府「令和3年5月 県民経済計算」

2 県内総生産額（2018年度（H30）暫定版）

県内総生産額（名目）	全国順位	備 考
79,054億円	21位	石川、奈良、沖縄を除く

資料出所：内閣府「令和3年5月 県民経済計算」

3 製造品出荷額（2020年）

製造品出荷額	全国順位	備 考
50,843億円	22位	従業員4人以上の事業所

資料出所：経済産業省「2020年工業統計調査」（速報）

（ 参 考 ）

男女別高卒初任給（令和2年度）

男性高卒初任給	女子高卒初任給
179.5千円	174.6千円

資料出所：厚生労働省「令和2年度 賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」

4 給与・労働時間 全国との比較 事業所規模5人以上（2021年（R3））4月

項目	全国	福島県
現金給与総額 (円)	279,135	255,903
きまって支給する給与 (円)	267,841	248,353
特別給与 (円)	11,297	7,550
総実労働時間 (時間)	143.7	152.6
所定内労働時間 (時間)	133.5	142.0
所定外労働時間（製造業） (時間)	10.2	10.6

資料出所：福島県統計情報「福島県の賃金、労働時間及び雇用の動き（令和3年4月分）から抜粋」

5. 所得及び消費に関する指標

項目	福島県	全国1位
① 1人あたりの県民所得	254万円 (30)	東京都 445万円
② 1人あたりの雇用者報酬	416万円 (27)	東京都 633万円
③ 単身世帯の消費支出	159千円 (23)	東京都 214千円
④ 消費者物価指数	99.7 (9)	東京都 104.8
⑤ 1人あたりの家計最終消費支出	188万円 (43)	東京都 286万円
⑥ 1人時間あたり所定内給与（5人以上）	1,542円 (31)	東京都 2,328円
⑦ 常用労働者1人時間あたり所定内給与額（5人以上）	1,567円 (32)	東京都 2,288円
⑧ 短時間労働者時間あたり所定内給与（5人以上）	936円 (30)	東京都 1,218円
⑨ 新規高卒の初任給（10人以上）	150千円 (32)	神奈川 169千円

資料出所：内閣府「県民経済計算年報」

総務省「全国消費実態調査」、「小売物価統計調査」

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から抜粋

6 福島県の賃上げ結果と県最低賃金の推移

項目	平均妥結額	賃金引き上げ率	県最賃引上額	最賃引き上げ率
2000年	3,903円	1.58%	6円	1.00%
2001年	4,154円	1.65%	4円	0.66%
2002年	4,270円	1.65%	0円	0.00%
2003年	4,696円	1.73%	0円	0.00%
2004年	4,145円	1.58%	1円	0.16%
2005年	4,650円	1.70%	3円	0.49%
2006年	4,526円	1.61%	4円	0.65%
2007年	2,886円	1.04%	11円	1.78%
2008年	3,057円	1.11%	12円	1.91%
2009年	県の調査は終了	県の調査は終了	3円	0.46%
2010年	2011年からは連合福島春闘集計資料から		13円	2.01%
2011年	4,625円	1.68%	1円	0.15%
2012年	4,409円	1.57%	6円	0.91%
2013年	4,558円	1.76%	11円	1.66%
2014年	4,416円	1.72%	14円	2.07%
2015年	4,436円	1.80%	16円	2.32%
2016年	3,138円	1.25%	21円	2.98%
2017年	2,673円	0.96%	22円	3.03%
2018年	4,324円	1.55%	24円	3.21%
2019年	3,689円	1.40%	26円	3.37%
2020年	3,121円	1.22%	2円	0.25%
2021年	3,147円	1.31%		

資料出所：平均妥結額・引き上げ率は福島県労働領域労政G調査

：最低賃金引上額・率は労働調査会出版局編

※県最賃引き上げ額について2001年までは日額、2002年からは時間額。

※平均妥結額について2008年度で県の調査は終了。

※2011年からの平均妥結額と妥結率は連合福島春闘集計（平均要求方式）データを引用。

7 県最低賃金と全国平均最低賃金の推移（時間額）

項目	福島県（A）	全国（B）	格差（B-A）	A/B×100
1998年	595円	649円	54円	91.67%
1999年	600円	654円	54円	91.74%
2000年	606円	659円	53円	91.95%
2001年	610円	663円	53円	92.00%
2002年	610円	663円	53円	92.00%
2003年	610円	664円	54円	91.86%
2004年	611円	665円	54円	91.87%
2005年	614円	668円	54円	91.92%
2006年	618円	673円	55円	91.83%
2007年	629円	687円	58円	91.56%
2008年	641円	703円	62円	91.18%
2009年	644円	713円	69円	91.32%
2010年	657円	730円	73円	90.00%
2011年	658円	737円	79円	89.28%
2012年	664円	749円	85円	88.65%
2013年	675円	764円	89円	88.35%
2014年	689円	780円	91円	88.33%
2015年	705円	798円	93円	88.35%
2016年	726円	823円	97円	88.21%
2017年	748円	848円	100円	88.21%
2018年	772円	874円	102円	88.33%
2019年	798円	901円	103円	88.57%
2020年	800円	902円	102円	88.69%

8 福島県の人口増減（令和2年1月1日）

人口増減数	全国順位	備 考
- 19, 072人 (社会増減数：- 5, 561人)	4位 (4位)	東北でトップの減少数

資料出所：総務省「住民基本台帳 令和2年1月1日現在」

(別紙 2)

福島県最低賃金に関する意見書(労働者側参考人)

陳述日：7月27日

氏名	所属団体及び役職名
	生協労連福島地区連合会 書記長
項目	意見の概要
1. 適切と思われる賃金について	時間額 1,000 円への早期引き上げを求めます。
2. 上記1の理由	<p>(1)福島県の時間額 800 円では、仮に 1 日 8 時間、週 40 時間働いて、月額約 13 万 9 千円、年収では約 166 万 4 千円程度となり、ここから税金や社会保険料などが引かれれば、手取りはさらに減少します。全労連が全国で実施している「最低生計費試算調査」の結果では、大都市と地方での生活費には差がほとんどないという結果となっており、福島市での調査においても、25 歳男性単身者がかかる生計費は 22 万円という結果が出ています。週 40 時間労働として時間額に換算すると 1,277 円になっており、抜本的な引上げが必要です。</p> <p>(2)山形県を除き、福島県に隣接する県は全て福島県の最低賃金額を上回っており、他県への人口、労働者流出の要因のひとつと考えられます。東京都の最低賃金 1,013 円との差は、時間額で 213 円、月額 3 万 7,367 円、年額では 44 万 8,404 円もの差となっており、差は広がるばかりです。前述の「最低生計費試算調査」の地方と都市部での生計費に差は無いとの調査結果からも、この格差是正は必要です。</p> <p>(3)最低賃金の引き上げは必要である一方で、特に中小企業の経営に大きな影響を与える事が懸念されます。社会保険料の事業主負担の軽減等、最低賃金の引き上げと同時に、中小企業の支援策の検討が必要です。</p> <p>(4)現在のコロナ禍のもとで、十分な保障がされないまま休まざるをえず、生活困窮に陥るといった事例が多く寄せられています。特に最低賃金に近い水準で働く労働者は、十分な貯蓄も出来ていない状況で、短</p>

<p>3. 低賃金労働者の実態について（地域、業種等具体的に挙げて下さい。）</p>	<p>い期間であっても収入の減少による影響は大きなものとなっています。こうした生活困窮者を生み出さない為にも最低賃金の引き上げが必要です。</p> <p>*生協労連非正規労働者生活実態調査より</p> <p>(1)福島市 40代女性 大学生協 大学の休学やオンライン授業の実施により、購買店舗の休業やシフトの削減が行なわれ、大きな収入減となった。今後もオンライン授業の併用などを考えれば、コロナ前の状況に戻ることは考えにくい。貯蓄も出来ず、毎月の給料でなんとか暮らしていたが、コロナ禍で将来の不安と転換を迫られている。</p> <p>(2)福島市 50代女性 親の介護をしながら、トリプルワークをしている。仕事と仕事の合間に、親の食事や家事をしているが、体力的にも限界。最低賃金が上がれば、一つでも仕事を減らすことが出来るのと思う。</p>
<p>4. その他参考意見</p>	<p>(1)2010年6月3日に、政府、労働界、経済界の代表者等により構成される「雇用戦略対話」において、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」が合意されました。この流れを堅持すべきと考えます。</p> <p>(2)先に述べた全労連の「最低生計費資産調査」の結果では、全国で月額22万～24万円が必要との結果が出ており、週40時間労働で換算すると、1,300円～1,400円の時給となることから、現在の最低賃金額では低すぎるとともに、都市部と地方との生活費に大差がないことを踏まえると「全国一律」の制度にすべきと考えます。</p> <p>(3)審議会における審議、議事録及び配布資料等の公開については全面公開とすべきと考えます。審議内容を全面公開している地方最低賃金審議会では、公開による問題は何ら生じておらず福島地方最低賃金審議会においても、審理の公開を積極的に推進していただきたいと思います。</p>

福島県最低賃金に関する意見書(使用者側参考人)

陳述日：7月27日

役 職	氏 名		
事 業 所 名			
所 在 地(電 話 番 号)			
資 本 金	1,000万 円	労働者数	25名 (内 男15名、女10名)
所属業界団体名とその内容	福島市旅館ホテル協同組合		
意 見 の 概 要			
<p>1. 最近の景況と今後の動向について</p> <p>(1) 業界の昨年から現在までの景況の推移 5割以上の赤字、景気の低迷続き(人の流れがない)。</p> <p>(2) 今後予想される景況の動向と経営上の問題点 宿泊、飲食共に、ワクチンがあるとはいえ、V字回復は全く見込めない。 資金繰りもままならない状況。</p> <p>(3) 下請け、零細企業の景況と今後の動向 同 上</p> <p>2. 業界等における一般的な賃金事情について</p> <p>(1) 高卒初任給の平均額 15万円前後。</p> <p>(2) 今春の賃金引上げ状況 な し</p>			

(3) 企業規模・地域間の賃金格差

ホテル業界においては、格差有りと。

都道府県によって基本給やその他賃金格差については様々であるが、中小企業においてのコロナ影響は多大。

(4) 最低賃金改正が賃金水準に及ぼしている状況

もとより賃金水準を上げることは景気が良ければ問題ないが、改正により昨今は非常に苦しい状況である。

3. 特に賃金が低い層の状況(職種、賃金額、理由等)

コロナにおいてのホテル、飲食業界は被害甚大であり、人の流れが全くない。

4. 労働時間の縮減と賃金水準

5. 雇用確保と賃金水準

雇用確保というより雇用できない状況。

6. 最低賃金改正についての意見、問題点等

中小企業において今賃金を引き上げるのであれば、免税すべき。

7. その他

この状況下において賃金の値上げは苦しい。

私たち保育士の仕事
むと給料に反映されて
いーし思います!!
が、給料を減らしても
給料が上がりません!!

一生懸命、プライベートの
時間も使って働いても、生活に
余裕がもてないのには納得
できません!!

身体にも、心にもゆとりが有りません!!
余裕のある、笑顔で子ども
保障を求めます!

私たちの声を聞いてください!!

ゆとりを持って働ける職場に
してほしい!! ゆとりのゆの字も
感じられせん!!!!

最低賃金を
全国一律 1500 円に
してください
生活を守るために!!

“ゆとり”のある中で
子育ても仕事もしたいです!!
誰もが安心して生活できる
社会にしたいです。
最低賃金 1500円!!

日々、時間とお金の
やりくりで精いっぱい。

ぜいにくしい訳では
ない。
毎日を「笑ってすごしに
い」です。

働いては余裕ができません!!
安心して生活していくために
最低賃金を上げて下さい!!!!

ゆとりのある生活がしたい!!
誰もが、プライベートで
ゆとりをもち働き続け
られる社会に!!

800円台の最低賃金では、
生活できません!
何十円も上げてはくれ、
下幅のやりくり!

安心して働ける職場にするためには
最低賃金をあげて!!
安心して生活が送れる
ようにして下さい
最低賃金 1500円に
あげて下さい!

安心して働ける職場にするためには
最低賃金をあげて!!
保育者です。知何の改善を求めます。
全国で緊張事態宣言が出た時も
医療十字社のお子さんを守っていたのは、

福島県福島市最低生計費試算調査結果—若年単身世帯（25歳男性）

2016年6月16日

はじめに

2015年末、安倍首相により新しい「三本の矢」が公表された。そのなかの「希望を生み出す強い経済」では、最低賃金を毎年3%ずつ、時給1,000円にまで引き上げて、消費を喚起することが含まれている。しかし、この引き上げ額の根拠はまったく示されておらず、ただ漠然とした数字を掲げているに過ぎない。

2015年から16年にかけて全国各地で実施されている最低生計費試算調査は、この最低賃金額の引き上げの強い根拠となるだけでなく、春闘の賃金討議の素材（特に各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにできる）、公契約運動推進における賃金設定の基礎となる考え方を示すことができる等、さまざまな成果をもたらすことができる。

とくに、東北地方では2009年にも最低生計費調査が実施されており、この間に実施された消費税率の引き上げ等が、東北の暮らしにどのような影響を与えたのかを知ることにもつながるであろう。

1. 調査の概要

若年単身世帯を中心としながら他の年齢、階層、単身以外の世帯構成についても対象とし、いくつかの調査を組み合わせ、それらを集計することで「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための最低生計費試算を行う。

今回実施された調査は、以下の3つの調査である。

- ①生活実態調査：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ②持ち物財調査：対象者が生活に必要なものとして何を持っているかすべて記入してもらい、とくに価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ③価格（市場）調査：実際の対象市（福島市）における価格調査を実施。

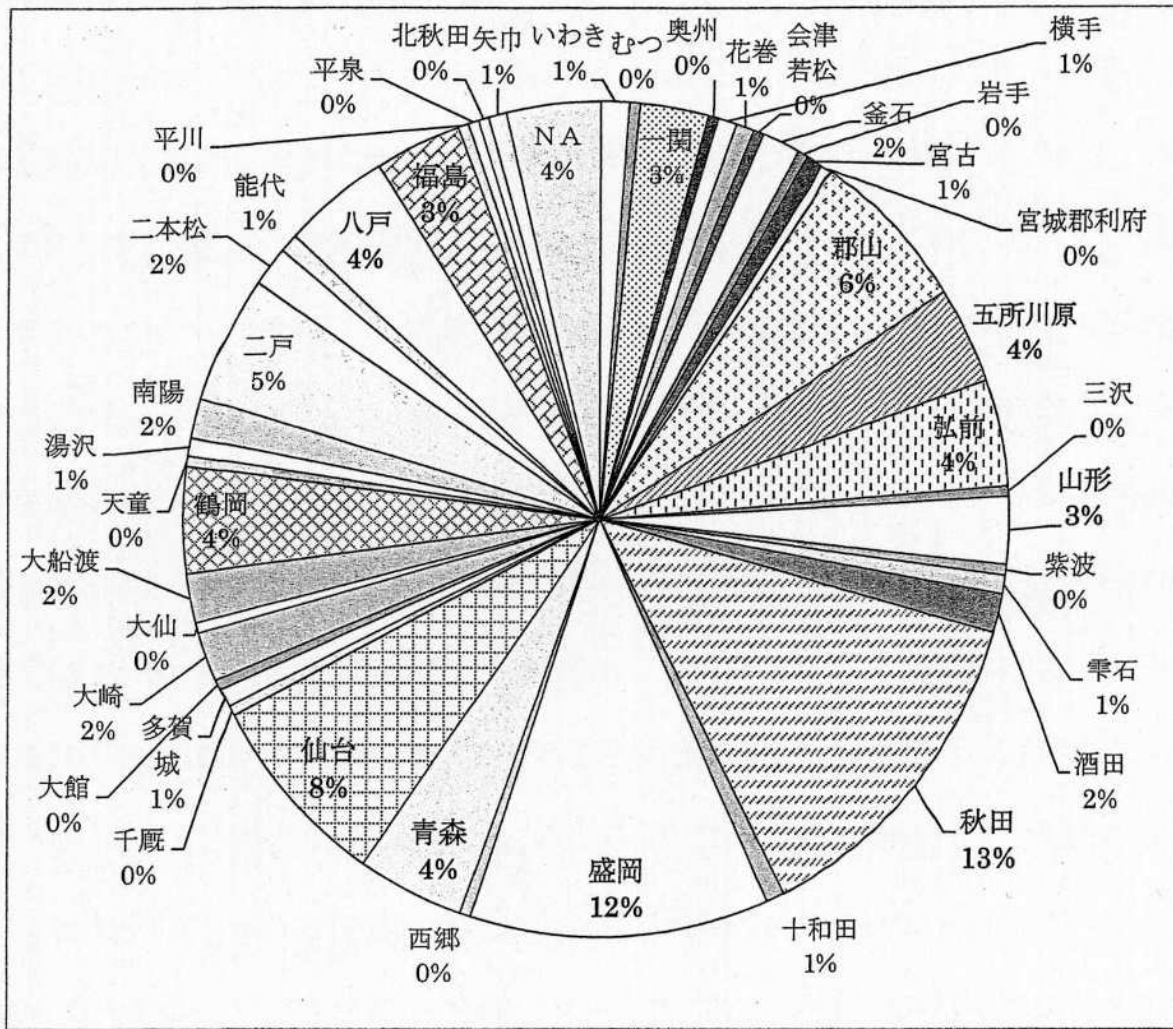
これらの3調査に統計資料を利用した食料費、娯楽費、住居費、教育費などの試算結果を組み合わせ、最低生計費の試算を行った。今回は、その第1弾として20代単身世帯の結果を公表する。

2016年1月からアンケート票の配布開始。東北ブロック全体では、2016年5月現在で2100部を回収（回収率20%）。なお、このうち、若年単身者（20歳未満+20歳代+30歳代）の回答数270部（青森=52、秋田=47、岩手=73、山形=29、宮城=28、福島=41）から分析を行っている。

2. 生活実態調査の結果の概要

※別添資料Aを参照（省略）

図1：アンケート回収の市町別内訳（10代+20代+30代単身世帯270ケース）



3. 算定の対象となるモデルと地域

(1) 対象モデル

最低賃金の引上げ要求運動につなげるため、20歳代の単身世帯を第一に分析することとした。具体的には、大学を卒業後就職して勤続年数3年の「25歳男性」および「25歳女性」を想定した。この労働者に支払われる賃金は月額19万円で、年収に換算すると228万円と想定した。

(2) 居住地域

居住地域としては、福島市を想定した。

4. 算定の方法

※留意した点

今回の最低生計費試算調査は、佛教大学の金澤誠一氏の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」（2008年4月～6月実施、2039ケース集約。）および「東北地方最低生計費試算調査」（2009年5月～6月実施、1615ケース集約）、「愛知県最低生計費試算調査」（2010年5月～6月実施、518ケース集約）などの調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲した。調査方法を大幅に変えてしまうと、従前の調査との比較が困難となり、労働運動がかねてより求めている全国一律最低賃金の実現に結びつかなくな

るからである。従前の調査同様に、以下の点に留意して算定を行った。

① 家具・家事用品、被服及び履物、教育娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品などは、持ち物財調査にもとづいて、**原則 7 割以上の保有率**の物を「人前に出て恥をかかないでいられる」ために最低限必要な必需品と考え、それぞれの費目ごとに積み上げて算定した。

また、耐用年数については、国税庁「**減価償却資産の耐用年数等に関する政令**」およびクリーニング事故賠償問題協議会「**クリーニング事故賠償基準**」を参考にした。

② 食費については、2015 年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第 1 五分位階層の 100g 当たりの消費単価を 4 つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「**2015 年家計調査年報**」の品目別分類の各費目の購入数量および 100 グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については、100k カロリー当たりの価格で算出）。なお、福島市における 2016 年 2 月時点での食費の物価上昇率は、2015 年に比べ 4.39% 増となっていることを考慮し、食費合計額に物価上昇分を加えている。

次に、女子栄養大学出版部『**食品成分表 2015 資料編**』にもとづき、1 日当たりの必要なカロリーを算出した（25 歳男性 1 日当たり 2650k カロリー、25 歳女性 1 日当たり 1950k カロリー）。また、「4 つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1 人 1 日当たりの重量=g）」（香川芳子：女子栄養大学教授案）にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試案にもとづきエネルギー必要量の 1 割は嗜好品でまかなうようにした。なお、家での食事の場合、食べ残しの廃棄率を 5% と想定している。

朝食・昼食・夕食については、生活実態調査の結果、それぞれどこでどのような食事の仕方をしているのかにもとづいて算定している。また、仕事の帰りや休日のお酒や会食についても生活実態調査の結果から、その回数、費用にもとづいて算定した。

③ 住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「**住生活基本計画**」（平成 18 年度から平成 27 年度）による「**最低居住面積水準**」にもとづき、**単身世帯 25 m²**とした。

家賃については、住宅情報誌およびインターネットの情報にもとづき、**福島市**での家賃を調査し、その最低価格帯を採用した。

④ 教育費については、単身世帯のため、今回は算定に含めない。

⑤ 教養娯楽サービスについては、生活実態調査の結果から、日帰り旅行の回数、費用、1 泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定する。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定した。

⑥ 理髪料としては、**福島市内**の理容店および美容院組合に所属している理美容店の価格調査を行った。男性の場合、**2 か月に 1 回の利用**として算定する。

⑦ 交通・通信費については、生活実態調査の結果から、**福島市では、移動手段として自家用車もしくはバイクが必需品**であると判断した。

また、通信費については、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」を用いて、2016 年 2 月時点での物価上昇率を考慮して算定する。

⑧ 水道・光熱費、医療費については、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」を用いるが、生活実態調査で医療費を尋ねており、その結果も考慮している。

⑨ 交際費・その他については、生活実態調査の結果から、第 1 に、親戚などの結婚式・お葬式などの参加の回数、費用を推計（年 1 回、1 回の費用＝3 万円）。第 2 に、お中元やお歳暮については、生活実態調査の結果から「送らない」と想定。第 3 に、見舞金やお年玉・その他の贈り物については、生活実態調査の結果から、その回数、費用を推計（年間 2～3 回、費用全部で 1 万円）。第 4 に、住宅関係費として、共益費は生活実態調査並びに福島市周辺の賃貸住宅情報誌等による調査結果から算定（月に 2,000 円）。第 5 に、新年会や忘年会、同窓会への参加を想定し（年間 5 回）、4,000 円の参加費として算定。第 6 に、現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として月 1,900 円を想定（所得の 1%を目安）。第 7 に、その他会費として、年間 3,000 円を想定。

⑩ 自由裁量費（＝こづかい）については、これまでの算定では計上しなかった教養娯楽費としての切り花代などやネット配信料関係など、また、飲食費としての喫茶店でのコーヒー代などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、持ち物財調査では保有率が分散していて 7 割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1 人 1 日 200 円として月 6,000 円とする。

⑪ その他、予備費として、消費支出の 1 割を計上する。

5. 最低生計費の試算

（1）食費の算定

福島市に住む 20 代単身者の食生活は、どのようなものなのであろうか。生活実態調査からは、以下のような結果を得られた。まず朝食については、調査結果によれば、「家でしっかり食べる」が最も多く 44.1%であり、次いで「とらない」の 22.6%、「家で牛乳やコーヒーですます」の 20.7%と続いた。この結果から、**朝食は家で食べるものとした。**

昼食については、「弁当やパンを買う」の 40.7%が最も多く、次いで「家から弁当」の 31.5%、「給食」の 9.3%と続いていた。また男女でライフスタイルが異なるので、男女別に分析すると以下のような結果を得られた。男性では、「弁当やパンを買う」＝43.6%、「家から弁当」＝21.8%、「外食・出前」＝10.5%と続いていた。男性についてはコンビニなどで「弁当やパンを買う」もの（1 日あたり 500 円）とした。

夕食については、「家でひとりで食べる」が 88.5%にのぼり、次いで「食堂の利用」6.7%であった。**夕食は家で食べるものとした（会食の日は別）。**

仕事の後や休日にお酒や会食をする回数は、実態調査では、最も多いのが「月 1～2 回」で 45.6%、次いで「月 3～4 回」の 26.3%「ほとんどない」の 15.9%と続いていた。飲み会や会食についても、男女別に分析してみると、男性は「月 1～2 回」＝40.3%、「ほとんどない」＝25.8%であった。このことから友人などとの飲み会や会食を、月 2 回、女性は月 3 回とした。その費用は、全体の分布状況やお酒を飲むか飲まないか等から判断し 1 回

3,000 円とした。

表 1 4つの食品群別にみた、100 g 当たりの消費単価

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品
25.03 円	29.32 円	161.46 円	23.63 円
第 3 群		第 4 群	
野菜・海藻	いも類	果物	穀類
42.05 円	32.07 円	44.19 円	46.43 円
			砂糖
			20.54 円
			油脂
			47.96 円
嗜好品 (飲料・酒類)			
100k カロリー当たり			
74.16 円			

25 歳男性 1 日当たり 2,650 k カロリー (30 日 = 79,500k カロリー)

表 2 25 歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	300 g	必要量	140 g
金額	75.10 円	金額	226.04 円
卵		豆・豆製品	
必要量	50 g	必要量	80 g
金額	14.66 円	金額	18.90 円
第 3 群		第 4 群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	400 g
金額	147.18 円	金額	185.71 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	32.07 円	金額	2.05 円
果物		油脂	
必要量	200 g	必要量	30 g
金額	88.38 円	金額	14.39 円

(参考) : 香川芳子監修『食品成分表 2015 資料編』(女子栄養大学出版部、2015 年)、p80。

(注) 推定エネルギー必要量の 95% で構成

1 日エネルギー必要量の 90% とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

	2,385 k カロリー	762.16 円
嗜好品・	265 k カロリー	196.53 円

従って、1カ月、すべて家で食事したと仮定すると、958.69円×30日≒28,761円の食費となる。

昼食のとり方や会食については、以下の通り算定した。

昼食

コンビニ弁当	1食	730k カロリー	500円
1カ月	20食	14,600k カロリー	<u>計 10,000円</u>

会食2回 枝豆、鶏から揚げ、おでん、刺身、ビール(中ジョッキ)、日本酒(1合)

100k カロリー+400k カロリー+350k カロリー+220k カロリー+160k カロリー+190k カロリー=1,420k カロリー

月2回 2,840k カロリー 計 6,000円

家での食事	62,060 kカロリー	22,451 円
昼食	14,600 kカロリー	10,000 円
会食	2,840 kカロリー	6,000 円
廃棄分(5%)	3,103 kカロリー	1,123 円
合計	82,603 kカロリー	39,574 円

家での食事および廃棄分に物価上昇分(+4.39%)を加味すると、合計 40,703円

(2) 住居費の算定

生活実態調査では、東北地方全体の家賃の平均≒約 38,500円であった。これを参考にしながら、福島市郊外での民間賃貸アパートについてインターネットや住宅情報誌等も用いて市場調査を行った。

調査の結果では、福島市では単身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション(間取り1K)では、家賃が47,000円が相場であった。最低価格帯であった32,000円とした。

また、更新期間については、生活実態調査によると、「NA」が9割以上に及んだ。このことから、更新料はないものとした。

家賃	月	32,000円
更新料		0円
合計		32,000円

(3) 水道・光熱費の算定

水道・光熱費の算定は、総務省「平成26年全国消費実態調査」の単身世帯のうち勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出(30歳未満)、東北地方の平均」を用いた。

合計 9,672円×0.901(物価上昇率)≒8,715円

(4) 家具・家事用品の算定

家具・家事用品については、持ち物財調査によって算定した。

a) 家庭用耐久消費財＝月額 1,528 円

家事用耐久財	価格	耐用年数	消費量	月価格
電子・ガスレンジ	7,538	6	1	105
自動炊飯器	6,458	6	1	90
電気冷蔵庫	24,624	6	1	342
電気掃除機	10,022	6	1	139
電気洗濯機	26,784	6	1	372
電気ポット	2,560	6	1	36
				1084

冷暖房用機器	価格	耐用年数	消費量	月価格
ファンヒーター	9,698	6	1	135

居間・寝室用家具	価格	耐用年数	消費量	月価格
シングルベッド	19,885	8	1	207
カラーボックス(ラック)	1,190	3	2	66
座り机	6,479	15	1	36
				309

b) 室内装備具＝月額 166 円

室内装備品	価格	耐用年数	消費量	月価格
カーテン	2,991	3	2	166

c) 寝具類＝月額 341 円

寝具類	価格	耐用年数	消費量	月価格
敷き布団	2,991	4	1	62
掛け布団	1,990	4	1	41
タオルケット	999	2	1	42
毛布	2,991	3	1	83
シーツ	799	2	1	33
まくら	499	3	1	14
ふとんカバー	1,291	2	1	54
まくらカバー	299	2	1	12
				341

d) 家事雑貨＝月額 590 円

家事雑貨	価格	耐用年数	消費量	月価格
ごはん茶わん	103	2	2	9
どんぶり	299	2	2	25
マグカップ	103	2	2	9

盛り皿・盛りばち	249	2	2	21
コップ	200	2	2	17
スプーン	99	5	2	3
フォーク	99	5	2	3
タッパー	204	5	3	10
中なべ	822	5	1	14
フライパン	499	5	1	8
水切りかご・ざる	299	5	1	5
ボール	195	5	1	3
包丁・ナイフ	900	5	1	15
まな板	308	5	1	5
スポンジ・たわし	103	1	2	17
おたま	299	5	1	5
はし・菜ばし	99	5	3	5
しゃもじ	103	5	1	2
ふきん	200	1	3	50
フライ返し	299	5	1	5
ポリバケツ・ごみ入れ	299	5	1	5
くずかご	200	5	1	3
洗濯用バケツ・かご	410	5	1	7
タオル	200	1	5	83
バスタオル	400	1	3	100
電球(非 LED)	192	1	2	32
蛍光灯(非 LED)	691	1	2	115
ドライバー	321	15	1	2
バスマット	299	2	1	12
				590

e) 家庭用消耗品＝月額 884 円

家事用消耗品	価格	耐用年数	消費量	月価格
ポリ袋(10 枚)	117	1	0.4	47
ラップ	216	1	1	216
ティッシュペーパー(5 箱)	256	1	0.2	51
トイレトペーパー(12R)	279	1	0.17	47
台所洗剤	143	1	1	143
トイレ用洗剤	204	1	1	204
洗濯用洗剤	178	1	1	176
				884

合計 3,509 円

(5) 被服および履物の算定

被服および履物については、持ち物財調査にもとづいて算定した。数量については、少ないほうから数えて合計3割の人が保有する数を算定基準とした。なお、※のついたものについては、人前に出ても恥ずかしくないものを着用していると考えて、最多・標準価格で算出した。

a) 被服・履物=月額 5,955 円

被服・履物	価格	耐用年数	消費量	月価格
背広※	24,001	4	2	1000
オーバーコート※	16,584	4	1	346
ジャケット※	4,309	4	1	90
替えズボン (ジーンズ含)	2,879	4	3	180
パーカー	1,901	2	2	158
ワイシャツ	1,901	2	5	396
長袖シャツ	2,052	2	3	257
半袖シャツ	2,052	2	3	257
ポロシャツ	2,052	2	2	171
セーター・カーディガン	1,401	2	2	117
シャツ(合・冬)	981	1	4	327
Tシャツ	901	2	5	188
ジャージ	1,836	2	1	77
パンツ・ブリーフ	496	1	10	413
靴※	7,900	2	3	988
冬靴	2,333	2	1	97
運動靴・スニーカー	1,401	2	1	58
靴下	330	2	10	138
手袋	690	1	1	58
ネクタイ※	2,901	2	4	483
バンド・ベルト	1,901	2	2	158
				5955

b) クリーニング代

この他、背広2着・オーバーコート1着分のクリーニング代を想定した(1着=1,080円)。

1着 1,080円 * 3 / 12 = 月額 270円

合計 6,225円

(6) 保健医療費の算定

保健医療費の算定は、生活実態調査で医療費(窓口負担や医薬品購入額の合計)を聞いており、男性の平均額を用いた。

合計 2,596円

(7) 通信・交通費の算定

通信費の算定は、総務省「平成26年全国消費実態調査」の「男女別、年齢階級別支出(30歳未満)、東北地方の平均」を用いた。

小計 7,694円×1.01 (物価上昇率) ≒7,771円

「生活実態調査」では、交通用具の所有率は以下の通りであった。軽自動車(660cc以下) = 30.7%、小型自動車(661~2000cc) = 11.1%、普通自動車(2001cc以上) = 34.4%、ミニバイク(125cc以下) = 2.2%、バイク(125cc以上) = 1.5%、自転車 = 34.4%。20代単身者の約8割が自家用車もしくはバイクを所有していた。また、自動車の必要性について「必需品」と答えた割合が最も多く73.0%であった。職場までの交通手段で最も多かったのは自家用車の47.0%で、次いで徒歩の33.3%であった。よって、前回(2009年調査)同様に自動車の所有は想定した。

その車種としては「小型自動車(660cc)」(7年落ち)とした。自動車購入費は、インターネットにより人気の車両価格について調査し、比較的入手しやすい価格帯の中から判断して、中古価格420,000円とした。

これに取得税(3%)と消費税(8%)が加算され、466,200円となる。耐久年数については、購入後の使用年数を6年(ただし、購入後3回目の車検直前に手放す)とした。なお、「使用済み年数を7年、使用年数を6年」としたのは、一般社団法人自動車検査登録情報協会「車種別の平均使用年数推移表」と軽自動車検査協会「軽自動車の平均使用年数推移表」によれば、普通乗用車の平均使用年数が12.53年(平成27年3月末)、軽乗用車の平均使用年数が14.03年(平成27年)であること、乗用車の場合、新車登録から初回車検の有効期間が3年間、2回目以降の車検有効期間が2年間であることを考慮したためである。以上により、月当たり費用は6,475円と算定した。

自動車関係費については、ガソリン代を生活実態調査で聞いており、その平均額 = 8,186円とした。¹

また、車保険年額は、インターネットの情報にもとづき、10等級で対人賠償 = 無制限、対物賠償無制限、免責金額 = 車対車免ゼロ、搭乗者傷害 = 3,000万円のネット契約・分割払いで46,130円(月当たり3,844円)とした。

2年に1回の車検費用について、6年後の買い換えを想定して72ヵ月で除した。重量税は、小型自動車(初年度登録13年未満)で24,600円(月当たり683円)。「自動車損害賠償責任保険審議会」の定めによる小型自動車の自賠責保険料は2年に一度の支払いで27,840円(月当たり773円)。これに車検基本料14,040円(月当たり390円)、印紙代1,100円(月当たり31円)が加わる。

自動車税は、34,500円(月当たり2,875円)。駐車場代については、賃貸物件に付いているものとして月当たり3,000円を計上した。

このほか、エンジンオイル、バッテリー、冷却水、スタットレスタイヤ、ブレーキパッド、冬季用ワイパー等の部品交換が、状態に応じて必要になることが考えられる。維持費

¹ 通勤に自家用車を利用している場合には、多くの企業から「通勤手当」としてガソリン代が支給されることが考えられる。一般的に大企業従業員には手当が支給されていることが多いのは事実である。しかし、中小企業従業員や派遣労働者などの非正規労働者では、手当が支給されないケースが多いので、ガソリン代を生計費に計上している。つまり、ここでは手当の支給はないとの想定である。

として月当たり 3,000 円を計上した。

小計 29,257 円

合計 37,028 円

(8) 教育費の算定

該当せず。

(9) 教養娯楽費の算定

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による保有率を用いて算定したが、男性については、「日刊新聞」は 6.0%と保有率が低かったが、「単行本・文庫本」は 62.7%と比較的高かった。ここでは、教養娯楽を代表させるものとして「単行本・文庫本」を所有させた。

a) 娯楽用耐久財＝月額 5,317 円

娯楽用耐久財	価格	耐用年数	消費量	月価格
カラーテレビ	50,544	5	1	842
パソコン(ノート)	49,464	4	1	1,031
インターネット接続料				3,400
USB	1,058	2	1	44
				5,317

b) 教養娯楽用品＝月額 432 円

書籍	価格	耐用年数	消費量	月価格
文庫本・雑誌	432		1	432

c) 教養娯楽サービス

さらに、教養娯楽サービスについては、生活実態調査による若年単身世帯の集計結果にもとづいて算定した。それによると、日帰り行楽(旅行)については、「月に1回」が最も多く 33.3%であった。そのほかには、「月に0回」が 31.1%、「月に2回」が 18.1%と続いた。約7割が「行く」派であった。また、これらのことから、**日帰り行楽を、年4回**と想定した。また、その費用は**5,000円**とした(平均額は約6,200円)。

1泊以上の旅行については、年に「0回」が最も多く 21.5%であったが、「年1回」および「2回」が 18.9%と次いで多く、「3回」が 18.5%であった。約8割が年に1回以上は旅行に行っている。この結果から、**年2回の1泊旅行**を想定した。その1回の費用については、**30,000円**とした(平均額は約37,300円)。

また、休日や余暇の過ごし方(複数回答)として、最も多いのが「自宅での休養」で 210件、次いで「ショッピング」の 150件、「友人や知人との交際」の 146件、「日帰り行楽」の 65件、「映画鑑賞」の 35件「スポーツ」の 29件などと続いていた。これらのことから、上記の旅行を除いて、恋人や友人などと一緒に**ショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツ**を月2回とし、その費用を1回2,000円とした。

小計 月額 10,667 円

d) NHK受信料=月額 1,310 円

合計 17,726 円

(10) 理美容費の算定

a) 理美容用品=月額 1,639 円

理美容用品	価格	耐用年数	消費量	月価格
ヘアドライヤー	2,000	6	1	28
歯ブラシ	89	1	12	89
カミソリ	256	1	6	128
洗顔フォーム	298	1	12	298
シャンプー	409	1	12	409
リンス・コンディショナー	409	1	12	409
ボディシャンプー	189	1	12	189
歯磨き	89	1	12	89

1639

b) 理美容サービス

理髪（美容）料として、男性の場合、1回 3,780 円として計算した。2 か月に 1 回利用とした。

小計 1,890 円

合計 3,529 円

(11) 身の回り用品の算定

身の回り用品	価格	耐用年数	消費量	月価格
傘	504	2	1	21
旅行用カバン・スーツケース	8,900	5	1	148
ショルダーバッグ(男性)	3,901	5	1	65
リュックサック・デイパック	1,901	5	1	32
財布	990	5	1	17
腕時計(男性用)	1,080	10	1	9
帽子	2,160	1	2	360
ハンカチ	356	1	4	119
				771

合計 771 円

(12) 交際費・その他の算定

生活実態調査の結果をみると、第1に、「親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているか」との問いに対し、最も多いのが「ほとんど参加」の59.3%、次いで「他の費目を節約して参加」が15.6%、「最近ほとんどよばれない」の15.2%と続いていた。その回数は、最も多いのが「年1回」で26.7%、次いで「2回」の24.4%、「0回」の23.3%、「3回」の14.1%と続いていた。この結果から、**年1回の結婚式やお葬式・法事などへの参加を想定した。その費用は、3万円とした。**

第2に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「贈らない」の61.1%で、次いで「経済的に無理」の15.6%、「贈ってくれた人だけに贈る」の7.4%と続いていた。このことから、若年単身の場合には、お中元やお歳暮を贈る習慣がないものと判断した。

第3に、「見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか」という問いに対しては、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で58.5%、次いで「最近あげる機会がない」の15.6%、「あげない」の10.4%と続いていた。この結果から、**お見舞い金やせん別、父の日・母の日の贈り物などを年2~3回として費用は全部で10,000円と想定した。**

第4に、近所つきあいの程度について生活実態調査では、「あいさつ程度」が70.7%で最も多く、次いで「顔を合わせない」が25.2%であり、近所つきあいがほとんどないことがわかる。自治会費は算定に含めなかった。

第5に、住宅関係費として、共益費は生活実態調査によると、0円~6,000円に分布し、平均額は2,294円であった。ここでは**月額2,000円**とした。

第6に、忘新年会や歓送迎会については、生活実態調査の結果をみると、「年5回以上」が27.8%で最も多く、次いで「3回」=25.6%、「4回」=19.3%、「2回」=17.8%であった。ここでは**年5回とし、1回4,000円**の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として**月1,900円**（1か月賃金の1%相当）を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定した。

合計 9,150円

(13) 自由裁量費の算定

合計 6,000円

6. 持ち物財調査の結果の概要—20歳代単身世帯について

(1) 最低生活に必要な品目の選定

所有率7割以上のものについては、最低生活に必要な品目であると判断し、それらについては価格調査を行ったが、7割を下回るものについても、多くの世帯で必需品になっている可能性が高いと思われる品目については、これに加えることとした。例えば、「電気ポット」は単独での所有率は56.7%であったが、「やかん」を合わせると所有率は10割を超えた。よって、お湯を沸かすものを代表して「電気ポット」を所有させた。このように“抱き合わせ”で所有させたものもいくつかある。

(2) 20代単身世帯（男性）の所有した品目について

持ち物財調査の結果を踏まえて、2016年5月13日に宮城県仙台市内で合意形成会議を開催して、実際に価格調査を行う品目をリストアップした。品目については、「福島県最低

7. 試算の結果からみえるもの

今回の調査結果をまとめたものが、表 2 である。今回の調査から得られた最低生計費の試算結果を、単純に従前の諸調査の結果と比較することはできないだろう。第一に、同じ設定した市が異なるからである（会津若松市と福島市）。また、分析方法やモデル設定に異なる部分も存在する（たとえば、今回は自家用車の車両整備費をより細かく計上している）。それでも、前回調査と比較した場合に、生計費に大きな差はないとみなすことができるだろう。

さらに、これまでの新潟県、愛知県、静岡県、北海道での試算結果から得られた、「現在の最低賃金額はあまりにも低すぎる」という結論に変わりはないことも明らかになった。今回の試算結果を時給に換算すると（中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間労働の所定内労働時間）、福島県福島市で **1,277 円** となった。前回調査と比較すると、最低賃金と最低生計費とのギャップは縮まっているものの、依然として現行の最低賃金額とは 572 円の差がある。

今回の試算結果を現行の所定内労働時間（一般労働者）である 149.3 時間で時給換算すると、**1,487 円** となる。このことは「最低賃金を 1,500 円に！」という要求が、きわめてリアルな数字であることの証左となるだろう。

おわりに

今回の結果をもとに、まずは「生活できる賃金」「安心できる社会保障」という大原則に立ち返り、最低賃金の水準や生活保護などの社会保障の水準を引き上げていくことが、急務の課題であろう。

今後も、若年女性のほか、子育て世代など、さまざまな世帯類型における最低生計費試算を継続して行っていく予定である。

表 2 最低生計費総括表

	2016 年調査	2009 年調査
	25 歳男性 (福島市)	25 歳男性 (会津若松市)
	賃貸アパート 1Kor1DK25 m ²	
消費支出	167,952	172,997
食費	40,703	40,822
家での食事	23,531	21,797
外食・昼食	10,000	10,000
外食・会食	6,000	7,500
廃棄分	1,172	1,525
住居費	32,000	30,000
家賃	32,000	30,000
更新料	0	0
光熱・水道	8,715	9,017

家具・家事用品	3,509	3,417
家庭耐久財	1,528	1,921
室内装備・装飾	166	175
寝具類	341	398
家事雑貨	590	499
家庭消耗品	884	424
被服・履物	6,225	5,689
被服	4,812	4,148
履物	1,143	1,074
洗濯代	270	467
保健医療	2,596	2,465
交通・通信	37,028	42,252
交通費	29,257	33,111
通信費	7,771	9,141
教育	0	0
教養娯楽	17,726	16,650
教養娯楽耐久財	5,317	2,205
教養娯楽用品	0	83
書籍	432	4,350
旅行・帰省	6,667	4,667
レジャー・スポーツ	4,000	4,000
NHK受信料	1,310	1,345
その他	19,450	22,685
理美容用品	1,639	658
理美容サービス	1,890	1,500
身の回り用品	771	360
自由裁量費	6,000	6,000
交際費・その他	9,150	14,167
非消費支出	37,320	42,603
所得税	3,410	4,255
住民税	6,600	9,133
社会保険料	27,310	29,215
予備費	16,700	17,000
最低生計費	184,652	189,997
税込み月額	221,972	232,600
税込み年額	2,663,664	2,791,200
必要最低賃金額	1,277 円	1,338 円
最低賃金額	705 円 (2015 年)	644 円 (2009 年)

(注1) 消費支出＝食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費＝消費支出×10%、最低生計費(税抜き)＝消費支出＋予備費

(注2) 10 頁では、「通勤手当」が支給されないものとしてガソリン代を最低生計費に計上している。

手当が支給されたとすると（「通勤手当」7,000円支給）、その分だけ最低生計費は減ることとなる。

（注3）非消費支出の算出方法は、以下の通り。

1) 所得税

2016年2月分の給与を190,000円とすると、国税庁『平成27年4月以降分 源泉徴収税額表』より、**3,410円**。

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与所得＝228万円×70%－18万円＝1,416,000円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝1,416,000円－（327,720円＋33万円）＝758,280円

市民税（税率6%）は、758,280円×6%＝45,496円

県民税（同4%）は、758,280円×4%＝30,331円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、45,496円－1,500円＝43,900円

県民税は、30,331円－1,000円＝29,300円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額（年額）は、43,900円＋29,300円＋3,500円＋2,500円＝79,200円となり、1か月当たりでは**6,600円**となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝17.828%（うち労働者分＝8.914%）

→標準報酬月額190,000円では、16,936円が本人負担分

②協会けんぽ（福島県）保険料率＝9.92%（うち労働者分＝4.96%）

→標準報酬月額190,000円では、9,424円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35%（うち労働者分＝0.5%）

→月収を190,000円とすると、950円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、16,936円＋9,424円＋950円＝**27,310円**となり、×12ヶ月分＝**327,720円**となる。

今回の試算結果は、科学研究費助成事業（「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」研究課題番号：26380827）助成の成果であることを付け加えておく。

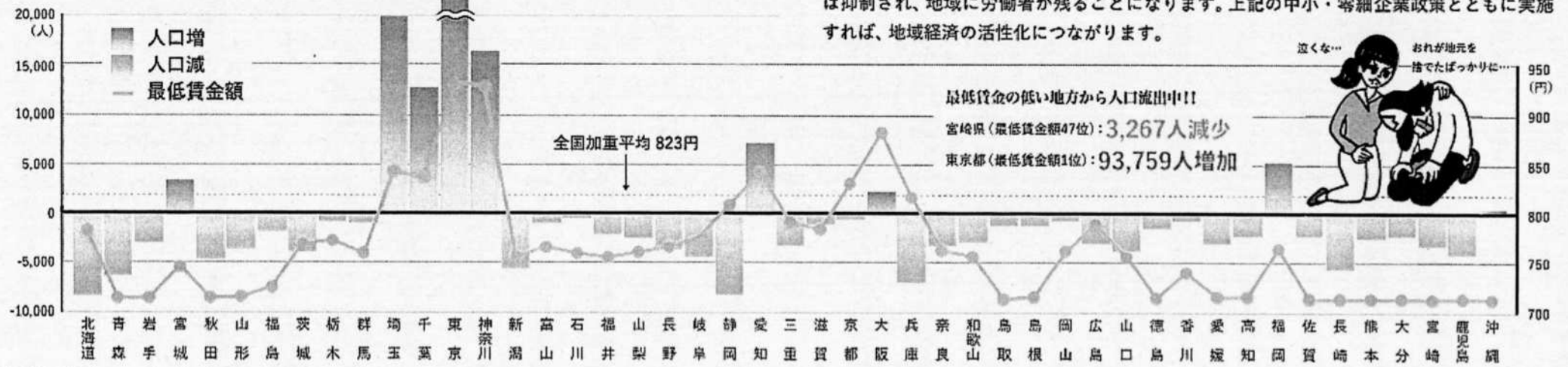
（参考文献）

- 金澤誠一監修（2009）『首都圏最低生計費試算調査報告集』
金澤誠一監修（2010）『東北地方最低生計費試算調査報告集』
金澤誠一監修（2011）『愛知県最低生計費試算調査報告書』
金澤誠一（2012）『最低生計費調査とナショナルミニマム』本の泉社
中澤秀一（2011）「現代版マーケット・バスケット方式による貧困の測定」『貧困研究』明石書店
中澤秀一編著（2012）『これだけは必要だ！静岡県の最低生計費』本の泉社
中澤秀一（2015）「新たな最低生計費調査の実施に向けて」『静岡県労働研究所所報』第28号
愛知県最低生計費試算調査プロジェクトチーム（2016）『愛知県最低生計費試算調査の中間報告』

表 2016 年東北地方最低生計費試算調査結果（中間報告）一覧

	25 歳男性 (青森市)	25 歳男性 (秋田市)	25 歳男性 (盛岡市)	25 歳男性 (山形市)	25 歳男性 (仙台市)	25 歳男性 (福島市)
	賃貸アパート 1K25 m ²					
消費支出	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952
食費	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703
住居費	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000
光熱・水道	8,076	8,260	9,024	8,695	8,686	8,715
家具・家事用品	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509
被服・履物	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225
保健医療	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596
交通・通信	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028
教育	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726
その他	19,470	19,319	19,347	20,770	19,333	19,450
非消費支出	37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320
予備費	16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700
最低生計費	178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652
税込み月額	216,083	216,944	228,664	220,284	221,091	221,972
税込み年額	2,592,996	2,603,328	2,743,596	2,643,408	2,653,092	2,663,664
必要最低賃金額	1,243 円	1,248 円	1,316 円	1,267 円	1,272 円	1,277 円
最低賃金額	695 円 (2015 年)	695 円 (2015 年)	695 円 (2015 年)	696 円 (2015 年)	726 円 (2015 年)	705 円 (2015 年)

は抑制され、地域に労働者が残ることになります。上記の中小・零細企業政策とともに実施すれば、地域経済の活性化につながります。



※2016年推定値 出典：総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口移動報告(27.1月1日現在、全国合計)」